

## 第5章

鉄骨（S）造

現場検査要領



## 5章 鉄骨造 現場検査要領

### 5.1 現場検査項目

特定住宅は、申請住宅の種別及び階数に応じて、団体検査員が自主検査を実施できる検査回が異なる。鉄骨造の検査項目と現場検査の実施者を整理したものが下表である。

検査は工事の進捗状況に応じて施工された部分を目視・計測、書類確認等で行い、未施工部分は書類又は聴取で確認する。

表 5.1 現場検査項目（鉄骨造）

検査回と検査項目			現場検査の実施者				
			戸建		共同		
			3階以下	4階以上	3階以下	4階以上	
第1回	1.地盤調査	1.1 地盤調査の実施状況 1.2 地盤調査の考察	団体 検査員	現場 検査員	団体 検査員	現場 検査員	
	2.杭・地盤補強	2.1 杭基礎 2.2 地盤補強の実施状況					
	3.基礎	3.1 基礎の構造 3.2 鉄筋のかぶり 3.3 独立基礎の配筋 3.4 基礎梁配筋 3.5 スラブ配筋 3.6 鉄筋の定着 3.7 主筋の継手 3.8 開口補強 3.9 別工区の施工状況					
第2回	4.鉄筋	4.1 鉄筋の品質	現場 検査員	現場 検査員	現場 検査員	団体 検査員	
	5.柱脚部	5.1 露出柱脚 5.2 根巻柱脚 5.3 埋込み柱脚					
		6.基礎のコンクリート					6.1 品質 6.2 強度 6.3 打上りの状態
		7.鋼材					7.1 鋼材等の品質
	8.鉄骨の施工	8.1 部材の寸法・形状・配置 8.2 溶接接合部の検査 8.3 高力ボルト接合					

## 5.2 現場検査要領とは

### (1) 現場検査要領の位置づけ

現場検査要領は、現場検査チェックシートの検査項目ごとに、確認の手順や方法、適否の判断基準等を具体的に説明したものである。

団体検査員は、現場検査要領に従い施工内容等を確認し、「現場検査チェックシート」の各検査項目の適否の判定を行う。

設計施工基準の詳細な解説などは「まもりすまい保険 設計施工基準」を参照すること。

### (2) 現場検査要領の記載内容等

#### ①表の各欄

- ・「現場検査項目」：対象の検査項目（大項目と中項目）を示す。
- ・「確認項目」：確認対象の具体的項目を示す。
- ・「検査方法」：検査方法の目視、計測又は書類確認の区別を示す。
- ・「準拠基準」：適否の判定の根拠となる基準等の該当条文を示す。

凡例 「機6条-1」：まもりすまい保険設計施工基準 第6条 1項

「令42条1項」：建築基準法施行令 第42条第1項

「H12告1347」：平成12年建設省告示第1347号

#### ②「確認内容・検査方法」欄

- ・現場検査項目ごとに、確認の手順や方法、適否の判断基準等を説明している。
- ・説明文中の「記入(する)」とは、「現場検査チェックシート」の「適否の判断基準」欄内における選択項目のチェックボックスへのし点の記入や、判定欄に適否(○又は×)の記入を行うことをいう。

### 現場検査要領の例

2	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
地業	2.1 地業	種別	目視 書類	機5条-3
	2.2 地盤補強	工法の選択根拠 工法	書類	機5条-1 -2

  

項目	確認内容・検査方法
2.1 地業	〈種別〉 ● 地業が実施されていることを、目視又は自主管理書類等により確認し、その種別を記入する。なお、表層改良や柱状改良などの地盤補強が行われ、かつ、その補強体（改良体）に基礎が直接載る場合は省略することができる。ただし、改良体の間の地盤は適切な地業を行う。

#### ③ 現場検査要領の「備考」欄

- ・用語の解説、関連する基準などの参考となる技術情報を記している。

### (3) 「参考図」について

この現場検査要領には、「参考図」を掲載している。これは、現場検査をする上で参考となるように掲載したものであり、直接指摘事項とはならない内容（遵守事項でない内容）も含まれているので取り扱いに注意する。

### 5.3 現場検査要領

1	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
地盤調査	1.1 地盤調査の実施状況	調査方法と測定箇所	書類	機12条-2

項目	確認内容・検査方法
1.1 地盤調査の実施状況	<p>〈調査方法〉</p> <p>地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査方法が採用されていることが重要である。</p> <p>地盤調査報告書等により、実施している地盤調査方法を確認する。</p> <p>調査方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準貫入試験（ボーリング調査）等が一般的である。</li> <li>・スウェーデン式サウンディング試験（以下「SWS」試験という）、ラムサウンディング試験、物理探査法（表面波探査法含む）などがある。</li> <li>・平板載荷試験は、使用する載荷板の径（通常 30 cm程度）の 1.5～2.0 倍程度までの深さ（45 cm～60 cm程度）の地層を対象とする試験であり、軟弱層の有無・厚さを判別することが困難であるため、SWS試験等の調査と組み合わせて実施し、総合的に判断することとなる。</li> </ul> <p>〈測定箇所〉</p> <p>実施している地盤調査の測定箇所が適正かどうかを確認する。</p> <p>測定箇所は、原則として建物の 4 隅付近を含め 4 点以上であるが、敷地条件及び建物の規模・構造に応じて、次の①～④の場合は計測点を 1 点以上（傾斜地等では必要に応じて 2 点以上）とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 近隣で行われた地盤調査データや地形図により、当該敷地の地層が平行層であると推定できる場合</li> <li>② 基礎（杭基礎、ラップルコンクリート含む）又は地盤補強体（杭状地盤補強等）が支持層まで到達する設計であり、施工時に支持層確認（土質の目視確認）を行う場合（アースドリル、杭など）</li> <li>③ 既製コンクリート杭又は鋼管杭等を用いる場合は、プレボーリング時、杭打設時又は打設後に、杭ごとの許容支持力又は許容応力度を測定・確認（オーガーのトルク管理、杭打設時のリバウンド量を測定、杭の載荷試験など）を実施する場合</li> <li>④ 大臣認定を取得している杭・地盤補強工法を用いる場合 （国交大臣認定の性能評価、建設技術審査証明（BCJ）、建築技術性能証明（GBRC）等）</li> </ol>

## 現場検査要領

1	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
地盤調査	1.2 地盤調査の考察	考察の内容と地盤補強、基礎の形式の妥当性	書類	機12条-2

項目	確認内容・検査方法
1.2 地盤調査の考察	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地盤調査結果に基づいて地盤調査会社等が検討した考察が提出されていることを確認する。 なお、考察は地盤調査結果を工学的に分析することが必要であり、考察として認められない場合があるので注意すること。</li> <li>• 考察は、地盤調査会社や設計者、施工者、地盤保証会社のほか、セカンドオピニオンが実施した考察でも可とする。</li> <li>• 考察において、地盤補強の要否や基礎の形式等が示されており、その内容と現場の施工状況に以下のような違いがみられないことを確認する。</li> <li>• 考察ではべた基礎が推奨されているのに、現場では布基礎を採用している</li> <li>• 考察では地盤補強が必要であるとされているのに、現場では地盤補強を実施していない</li> <li>• 考察では柱状改良が推奨されているのに、現場では表層改良を実施している</li> </ul> <p>上記のような違いがあるときは、現場の施工状況を採用した根拠となる工学的な考察を提出していただく必要があるため、指摘する。</p> <p>※ボーリング調査は1ヶ所で行っている場合が多い。</p> <p>※RC造の考察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支持層に達する杭基礎を計画している場合はこれをもって考察に代えることができる。</li> <li>• 直接基礎を計画している場合は考察を求める。</li> </ul>

## 現場検査要領

2	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
杭・地盤補強	2.1 杭基礎	種類、仕様	目視 書類	機13条 H12告1347
	2.2 地盤補強の実施状況	考察に基づいた補強の実施	目視 書類	機5条 機12条

項目	確認内容・検査方法
2.1 杭基礎	<p>〈種類、仕様〉</p> <p>現場で施工されている杭基礎の種類、仕様が設計図書通りであることを自主管理書類等により確認する。</p>
2.2 地盤補強の実施状況	<p>〈考察に基づいた補強の実施〉</p> <p>地盤調査結果の考察又は設計者の考察に基づいて、地盤補強の要否が選定されていることを確認する。</p> <p>特に大規模な住宅においては、地盤調査結果に従うというよりも、設計者が構造耐力を設定して地盤補強の要否や補強工法の選定、杭基礎の採用等を決定するため、設計者の考察としては構造図の仕様書に記載された内容でも可とする。</p> <p>地盤補強が実施されている場合は、採用されている工法を確認して、し点を記入する。</p>
備考	<p>(※1) 地盤補強の工法には、一般に次の種類がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 柱状改良工法：セメント系の固化材を現地土と攪拌混合する工法（固結工法）のうち、掘削攪拌翼を用いて柱状や壁状に改良を行うもので、深層混合処理工法ともいう。</li> <li>② 表層改良工法：①の固結工法のうち、支持層が浅い場合にバックホウ（ドラグショベル）などにより攪拌して改良を行うもので、浅層混合処理工法ともいう。</li> <li>③ 小口径鋼管杭工法：杭径 50～200 mm程度で肉厚6mm未満の一般構造用炭素鋼管を地盤に圧密貫入し支持力を得る工法。</li> <li>④ その他の工法として、次のような種類がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・締め固め工法：砂質地盤に振動や衝撃を加えて密度の大きい安定した地盤をつくる工法。</li> <li>・強制圧密脱水工法：粘性土地盤を強制的に圧密し、地中の間隙水を排除して事前に沈下を生じさせるとともに強度を増加させる工法。</li> <li>・置換工法：悪質の土を良質の土や特殊ブロックなどに置き換える工法。</li> </ul> </li> </ol> <p>(特記) 擁壁がある敷地の場合、状況に応じて次の点を確認し、備考に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の形式、支持層及び支持方法、排水処理法などの確認。</li> <li>・擁壁際の裏込め部は不同沈下のおそれがあるため、とくに擁壁際に計画建物が接近している場合、擁壁際の地盤調査、基礎構造の検討及び擁壁の底盤との取合いが十分に行われていることの確認。</li> </ul> <p>(参考) 基礎構造設計指針 日本建築学会編（以下「学会設計指針」という）、 小規模建築物基礎設計指針 日本建築学会編集 建築工事監理指針 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（以下「営繕部監理指針」という）</p>

## 現場検査要領

3	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
基礎	3.1 基礎の構造	形式の選定	書類	機13条
	3.2 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	目視 計測 書類	令79条1項

項目	確認内容・審査方法
3.1 基礎 の 構 造	<p>〈形式の選定〉</p> <p>基礎形式の選定にあたり、構造計算に基づくものであるかを設計図書等により確認し、記入する。</p>
3.2 鉄 筋 の か ぶ り	<p>〈かぶり厚さ〉</p> <p>鉄筋のかぶりを全体目視した上で、土に接する部分の基礎鉄筋のかぶり厚さが設計図書とおりであることを、1箇所以上を計測により確認する。また、スペーサーの設置状態についても確認する。</p> <p>なお、型枠組立前で目視・計測できない場合は、設計図書又は聴取により確認する。</p>



## 現場検査要領

3	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
基礎	3.3 独立基礎の配筋	鉄筋径・本数・間隔	目視 計測	令79条1項
	3.4 基礎梁の配筋	基礎梁主筋の径・本数等	目視 計測 書類	令78条
	3.5 スラブ配筋	基礎スラブ（耐圧盤） 鉄筋径及び間隔	目視 計測 書類	令77条の2

項目	確認内容・検査方法
3.3 独立基礎の配筋	<p>〈独立基礎の配筋〉 独立基礎の配筋を確認し、鉄筋径・本数・間隔等が設計図書とおりであることを確認する。</p>
3.4 基礎梁の配筋	<p>〈基礎梁主筋の径・本数等〉 基礎の配筋状態を全体目視した上で、代表的な梁についてX方向、Y方向各1箇所以上、主筋の径・本数、あばら筋の径・間隔等について図面との整合性等を確認する。</p>
3.5 スラブ配筋	<p>〈基礎スラブ（耐圧盤）鉄筋径及び間隔〉 基礎スラブ(耐圧盤)の鉄筋径及び鉄筋相互の間隔について、図面との整合性等を確認する。</p>

## 現場検査要領

3	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
基礎	3.6 鉄筋の定着	主筋の定着位置、定着長さ		
	3.7 主筋の継手	継手の位置	目視 計測 書類	
	3.8 基礎梁の開口補強	補強鉄筋の径・本数等	目視 書類	
	3.9 別工区の施工状況	免震装置の種別	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
3.6 鉄筋の定着	<p>〈鉄筋の定着〉</p> <p>基礎梁(地中梁)の主筋の定着位置・定着長さを確認する。</p>
3.7 主筋の継手	<p>〈継手の位置〉</p> <p>基礎梁主筋の継手位置について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p>
3.8 開口補強	<p>〈補強鉄筋の径・本数等〉</p> <p>基礎梁に設けた人通路、配管用開口等の補強鉄筋の径・本数等について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p>
3.9 別工区の施工状況	<p>〈別工区の施工状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎に深基礎がある場合や、住宅の一部に地階がある場合、コンクリート打設工事の工期が分かれている場合、現場検査は先行工区、後行工区のいずれか一方の工区で実施する。 検査を実施する工区の判断基準に定めは無いため、「先行工区である」や、「施工範囲が大きい」といったことを勘案して決定すること。</li> <li>現場検査チェックシートは、先行工区と後行工区のいずれの工区で現場検査を実施したのかによって以下の要領で検査結果を記入する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現場検査を先行工区で実施した場合 現場検査チェックシートの「現場検査時に未施工の工区がある」にし点チェックを行う。 未施工の工区は、設計図書の確認や現場検査立会者への聴取を行い、設計施工基準や告示1347号等に適合する施工が予定されていることを確認できれば、適合：○とする。</li> <li>現場検査を後行工区で実施した場合 現場検査チェックシートの「現場検査時に施工済の工区がある」にし点チェックを行い、施工済の工区をあわせてし点で記録する。 施工済の工区は、現場施工状況写真の確認や現場検査立会者への聴取を行い、施工状況が設計施工基準や告示1347号等に適合していることを確認できれば、適合：○とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、この別工区の施工状況は計画時から工区が分かれているときの対応を示している。工区分けの予定が無く、現場に行った際に工期が遅れていて基礎配筋工事が完了していなかった場合は、再度日程を調整して全体の基礎配筋工事完了時に現場検査を実施しなければならない。 「現場検査時に未施工の工区がある」にし点チェックを入れれば良い、と誤認しないように留すること。</p>

(\*1) 鉄筋の重ね継手の長さについて、図面がない場合は次表を目安とする。(参考：JASS 5)

種 類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	長 さ
SD295A SD295B SD345	18	45d 直線 又は 35d フック付き
	21~27	40d 直線 又は 30d フック付き
	30~45	35d 直線 又は 25d フック付き
	48~60	30d 直線 又は 20d フック付き

備  
考

(\*2) 圧接継手の外観試験による判定基準は次の通り。(平成 12 年建設省告示第 1463 号に基づく)

- 圧接部のふくらみの直径は鉄筋径の 1.4 倍以上。
- 圧接部のふくらみの長さは鉄筋径の 1.1 倍以上で、その形状はなだらかであること。
- 圧接面のずれは鉄筋径の 1/4 以下。
- 圧接部における鉄筋中心軸の偏心量は鉄筋径の 1/5 以下。
- 圧接部に折れ曲がり等の欠陥がないこと。

## 現場検査要領

4	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
鉄筋	4.1 鉄筋の品質	規格品	書類	法37条 H12告1446

項目	確認内容・審査方法
4.1 鉄筋の品質	<p>〈J I S 規格品〉</p> <p>使用している鉄筋が J I S 規格品（※1）又は国土交通大臣認定品であることを、納入書やミルシート等の書類により確認する。</p> <p>（※1）J I S G 3 1 1 2（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定されている。</p>

## 現場検査要領

5	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
柱脚部	5.1 露出柱脚	アンカーボルトの状況	目視 計測 書類	令66条 H12告1456
	5.2 根巻き柱脚	根巻き主筋の基礎への定着 ・根巻き部分の高さ	目視 計測 書類	令66条 H12告1456
	5.3 埋込み柱脚	埋込み部分の寸法・かぶり	目視 計測 書類	令66条 H12告1456

項目	確認内容・検査方法
5.1 露出柱脚	<p>〈アンカーボルトの状況〉</p> <p>アンカーボルトの設置状況を全体目視し、アンカーボルトが基礎に定着（※1）されていること、著しいずれ等不具合がないことを第1回検査時に目視等により確認する。未施工の場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場立会者に対しその旨を伝達すること。）また、次に掲げるような不具合がないことを第2回検査時に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボルトの締忘れ、明らかな締付け不足。</li> <li>・戻り止め（ナット部分の溶接、ナットの二重使用など）の未措置。</li> </ul>
5.2 根巻き柱脚	<p>〈根巻き主筋の基礎への定着・根巻き部分の高さ〉</p> <p>根巻き部分の高さが鉄骨柱幅（※2）の2.5倍以上であることを、目視・計測又は図面等により確認する。</p> <p>根巻き部分の立上り主筋が基礎配筋に定着されていることを、第1回検査時に目視等により確認する。未施工の場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場検査立会者に対しその旨を伝達すること。）</p>
5.3 埋込み柱脚	<p>〈埋込み部分の寸法・かぶり〉</p> <p>埋込み部分の深さが鉄骨柱幅の2倍以上であること、埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であることを、第1回検査時に目視・計測又は図面等により確認する。</p>
備考	<p>（※1）アンカーボルトの基礎に対する定着長さはアンカーボルトの径の20倍以上。</p> <p>（※2）柱幅は、張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。</p>

## 現場検査要領

6	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
コンクリート	6.1 品質	規格品	書類	法37条 H12告1446
	6.2 強度	試験報告書、納品書又は 配合計画書	書類	令72条 令74条2項 令74条3項
	6.3 打上りの状態	打込み欠陥	目視	書類 令74条3項 令75条

項目	確認内容・検査方法
6.1 材 料 の 品 質	<p>〈規格品〉                      コンクリートがJIS規格品(※1)又は国土交通大臣認定品であることを、納入書又は認定書等の書類により確認する。                      (※1) JIS A 5308 (レディミクストコンクリート) に規定されている。</p>
6.2 強 度	<p>〈試験報告書、納品書又は配合計画書〉                      試験報告書により、コンクリートの圧縮強度が品質基準強度(*1)(*2)以上の強度で発現していることを確認する。                      試験報告書が検査時点で報告されていない場合、納品書や配合計画書などより、コンクリートの調合管理強度(呼び強度)(*1)が品質基準強度(*1)(*2)以上の強度で計画されていることを確認する。</p>

〈打込み欠陥〉

コンクリートの打ち上り面を目視し、均質・密実な状態であり、じゃんか(豆板)、打継ぎ欠陥、ひび割れなどの打込み欠陥が発生していないことを確認する。欠陥と思われる事象が確認出来た場合、事業者に指摘し、欠陥部分に対する事業者の所見及び対応方法等を提示していただくように依頼する。

〈打ち込み欠陥の判断基準について〉

(一般社団法人公共建築協会発行 建築工事管理指針 平成 25 年版上巻より抜粋)

・じゃんか(豆板)

	豆板の程度	補修方法
A	なし	—
B	表面的に軽微であり、粗骨材は叩いても落ちない。	・硬練りモルタルの充填 健全部分を傷めないように不良部分をはつり、水洗いしたのち、木こて等で 1:2 の硬練りモルタルを丁寧に塗り込み、必要に応じて打継用接着剤を使用する。
C	粗骨材は互いに強く結ばれていて、たたくと落ちるものもあるが、連続的にバラバラと落ちることはない。 内部には大きな空洞は無い。	・コンクリートの打直し 砂利等でたたいて落ちるようなものが残らないように、密実なコンクリート部分まではつりとる。
D	内部にも空洞が多くなる。粗骨材がセメントペーストでまぶされたような状態で露出し、表面から内部まで、粗骨材相互がわずかの部分のみで連結されているような状態である。	露出した鉄筋はその周囲に最少 30mm 以上の隙間をとる。穴の深さは少なくとも 100mm 以上とする。 コンクリートの打込み前には、必ず清掃、水洗し、既存コンクリート部分を湿潤しておく。 打ち込むコンクリートは、硬練りコンクリートとして十分に締め固める。

6.3  
打  
上  
り  
の  
状  
態

・ひび割れ

部位	補修を必要としないひび割れ幅の値
防水性が要求される場合	0.05mm 以下
防水性は要求されないが、かぶり厚さや表面被覆の有無等からみて鉄筋の錆を発生させやすいなど耐久性からみた条件が厳しい場合(塩害・腐食環境下)	0.2mm 以下
耐久性からみた条件が普通の場合(一般屋外環境下)	0.3mm 以下
耐久性からみた条件が緩やかな場合(土中・屋内環境下)	0.4mm 以下

備  
考

(※ 1) コンクリートの強度の表し方 (参考: 注 1)

- ・品質基準強度: 設計基準強度及び耐久設計基準強度の大きい方の値 (単位:  $N/mm^2$ )。
- ・調合管理強度 (呼び強度): 品質基準強度に構造体温度補正值を加えた値 (単位:  $N/mm^2$ )。

(※ 2) 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準(注 1)

- ・標準養生した供試体 (材齢 28 日) の平均値が調合管理強度以上であれば合格。
- ・構造体から採取したコア供試体 (材齢 91 日) の平均値が品質基準強度以上であれば合格。
- ・現場水中養生供試体 (材齢 28 日までの平均気温が  $20^{\circ}C$  以上の場合) の平均値が調合管理強度以上であれば合格。
- ・現場水中養生供試体 (材齢 28 日までの平均気温が  $20^{\circ}C$  未満の場合) の平均値から  $3N/mm^2$  を減じた値が品質基準強度以上であれば合格。

注 1: 日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説、JASS5 鉄筋コンクリート工事 2009.2 改訂

## 現場検査要領

7	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
鋼材	7.1 鋼材等の品質	品質	書類	

項目	確認内容・検査方法											
7.1 鋼材等の品質	<p>〈鋼材等の品質〉</p> <p>鋼材等の規格がJIS規格品又は国土交通大臣の認定品であることを、納入書（ミルシート）及び工場製作要領書（工場製作範囲の品質管理要領）（*1）等の書類により確認する。この鋼材等とは、構造用鋼材、高力ボルト・ボルト・スタッド及びターンバックル、溶接材料（溶接棒など）等の主要構造部その他の重要である部分に使用する材料を指す。</p>											
備考	<p>（*1）工場製作要領書の記載事項は、おおむね次のとおりである。（（注1）による）</p> <table border="0"> <tr> <td>① 総則及び工事概要、</td> <td>② 鉄骨製作者の管理組織、工事担当</td> </tr> <tr> <td>③ 溶接技能者の氏名、所持資格等、</td> <td>④ 製造設備の能力、</td> <td>⑤ 工程表</td> </tr> <tr> <td>⑥ 使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所、</td> <td>⑦ 工作・溶接手順、工法等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 品質管理・検査項目、</td> <td>⑨ 塗装計画、</td> <td>⑩ 製品の輸送計画</td> </tr> </table>	① 総則及び工事概要、	② 鉄骨製作者の管理組織、工事担当	③ 溶接技能者の氏名、所持資格等、	④ 製造設備の能力、	⑤ 工程表	⑥ 使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所、	⑦ 工作・溶接手順、工法等		⑧ 品質管理・検査項目、	⑨ 塗装計画、	⑩ 製品の輸送計画
① 総則及び工事概要、	② 鉄骨製作者の管理組織、工事担当											
③ 溶接技能者の氏名、所持資格等、	④ 製造設備の能力、	⑤ 工程表										
⑥ 使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所、	⑦ 工作・溶接手順、工法等											
⑧ 品質管理・検査項目、	⑨ 塗装計画、	⑩ 製品の輸送計画										



## 現場検査要領

8	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
鉄骨の施工	8.1 部材の寸法・形状・配置	柱、梁、筋交いの施工状況	目視 書類	令3章 第8節
	8.2 溶接接合部の検査	溶接部の検査方法	目視 書類	令67条2項 H12告1464

項目	確認内容・検査方法
8.1 部材の寸法・計上・配置	<p>〈柱、梁、筋交い、床板の施工状況〉</p> <p>柱、梁、筋交い、床板が設計図書にさだめる寸法・形状・配置で施工されていることを確認する。</p>
8.2 溶接接合部の検査	<p>〈溶接部の検査〉</p> <p>溶接部の検査について、試験報告書等の書類により、検査方法（外観検査、超音波探傷試験など）を確認し、記入する。</p>

現場検査要領

8	現場検査項目	確認項目	検査方法	準拠基準
鉄骨の施工	8.3 高力ボルト接合	部材の種類	目視 書類	令67条2項 H12告1464
		摩擦面の状況	目視	令67条2項 H12告1464
		締め付け状況	目視	

項目	確認内容・検査方法
8.3 高力ボルト接合	<p>〈高力ボルトの種類〉 高力ボルトとしてトルシア形又はJIS型六角が用いられ、本数、スプライス数等が設計図書のとおり施工されていることを確認する。</p> <p>〈摩擦面の錆びの発生状態〉 高力ボルト摩擦面に適度の錆びが発生した状態又はショットブラスト等の方法により、ボルトが所定の締め付け力を有する状態であることを、目視又は自主管理書類等により確認する。（*1）</p> <p>〈締め付け状態〉 高力ボルトの接合部が以下の状態であり、締め付け状態に明らかな不具合がないことを確認する。（*2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肌すきがない</li> <li>・ピンテールが破断している</li> <li>・マーキングにズレがあり、共回りしていない</li> </ul>
備考	<p>（*1） 営繕部監理指針（注1）では、高力ボルト摩擦面のすべり係数値を0.45以上確保することを標準としている。これは、錆びの発生状態が鋼材の表面が一様に赤く見える程度のものであり、少ないのも、浮き錆びに近いのも不相当であるとしている。</p> <p>（*2） 高力ボルトの締め付けは、標準的に、一次締め、マーキング、本締めの3段階で行われる。本締め後の締め付け状態の確認は、以下のように外観の目視により行うことができる。 （参考：（注1）、（注2））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピンテールが破断されていることを確認する。</li> <li>・一次締め後、ボルト・ナット・座金及び部材にわたり付されたマークのずれ位置を確認する。</li> </ul> <p>（注1） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理指針 （注2） 日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説、JASS 6 鉄骨工事 2009.2改訂</p>

まもりす

邸

申込受付番号	3	9	9	9	9	9	9	9
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者情報	12345678 (株)住宅工務店	
現場検査員番号	99999	
現場検査員名	検査 太郎	

現場検査立会者名	立会 太郎	
現場検査日時	平成 28 年 10 月 5 日 9時 00分 ~ 9時 25分	

検査項目		適否の判断基準	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤調査	1	地盤調査の実施状況 設計施工基準に基づいて地盤調査が実施されている ・計測箇所4箇所以上 又は工学的根拠から3箇所以下 ・適切な地盤調査方法である（※平板載荷試験の単独は不可）	○		○	
	2	地盤調査の考察 地盤調査会社等が工学的に考察を行い、地盤補強の要否や基礎の形式等が判断されている	○		○	
2 杭・地盤補強	1	杭基礎 杭基礎の種類、仕様が設計図書とおりである	/			
	2	地盤補強の実施状況 地盤調査結果の考察又は設計者の考察に基づいて、以下いずれかの対応がなされている <input type="checkbox"/> 地盤補強が不要と判断されている <input checked="" type="checkbox"/> 地盤補強が実施されている（工法を以下にチェック） <input checked="" type="checkbox"/> 柱状改良 <input type="checkbox"/> 表層改良 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○		○	
3 基礎	1	基礎の構造 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による	○		○	
	2	鉄筋のかぶり 土に接する部分のかぶり厚さが設計図書とおりである	○	○	○	
	3	独立基礎の配筋 鉄筋径・本数・間隔等が設計図書とおりである	/			
	4	基礎梁配筋 基礎梁主筋の径・本数、肋筋の径・間隔等が設計図書とおりである	○	○	○	
	5	スラブ配筋 基礎スラブ（耐圧盤）の鉄筋径・間隔等が設計図書とおりである	/			
	6	鉄筋の定着 主筋の定着位置、定着長さが設計図書とおりである	○	○	○	
	7	主筋の継手 主筋の継手位置が設計図書とおりである	○	○	○	
	8	開口補強 開口部の補強配筋が設計図書とおりに施工されている	○	○	○	
	9	別工区の施工状況 <input type="checkbox"/> 現場検査時に未施工の工区がある <input type="checkbox"/> 現場検査時に施工済の工区がある（工区を以下にチェック） <input type="checkbox"/> 深基礎部分 <input type="checkbox"/> 一部地下部分の基礎 <input type="checkbox"/> 別工区部分の基礎	/			
鉄筋	4	鉄筋の品質 鉄筋がJIS規格品（JIS G 3112）又は大臣認定品である	○		○	
5 柱脚部	1	露出柱脚 アンカーボルトが設計図書とおりの位置に施工されている	○	○	○	
	2	根巻柱脚 根巻き部分の高さ、根巻き部分の主筋の本数及び基礎への定着が設計図書とおりに施工されている	/			
	3	埋込み柱脚 埋込み部分の寸法・かぶり（埋込み深さ及び鉄骨かぶり厚さ）が設計図書とおりに施工されている	/			
3条確認		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有⇒機構整理番号：				
特記事項						
結果		<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

【凡例】 判定欄 【適合：○、不適合：×と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入】

確認方法欄 【確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「○」を記入】

まもい付 邸

申込受付番号 3 9 9 9 9 9 9 9

事業者情報	12345678 (株)住宅工務店	
現場検査員番号	99999	
現場検査員名	検査 太郎	

現場検査立会者名	立会 太郎
現場検査日時	平成 28 年 11 月 15 日 9時 00分 ~ 9時 35分

検査項目	適否の判断基準	判定	確認方法		
			目視計測	書類	聴取
コンクリート	1 品質	コンクリートがJIS規格品（JIS A 5308）又は大臣認定品である	○		○
	2 強度	□コンクリートの圧縮強度が品質基準強度以上であることが4週強度の試験報告書等により確認できる ☑コンクリートの納品書や配合計画書に記載されている 調合管理強度（呼び強度）が品質基準強度以上である	○		○
	3 打上りの状態	打込み欠陥（ジャンカ・打継欠陥・硬化不良等）が無く、均質に施工されている	○	○	
鋼材	1 鋼材等の品質	鋼材がJIS規格品又は大臣認定品である	○		○
8 鉄骨の施工	1 部材の寸法・形状・配置	柱が設計図書にさだめる寸法・形状・配置で施工されている	○	○	○
		梁が設計図書にさだめる寸法・形状・配置で施工されている	○	○	○
		筋交いが設計図書にさだめる寸法・形状・配置で施工されている	○	○	○
		床版が設計図書にさだめる寸法・形状・配置で施工されている	○	○	○
	2 溶接接合部の検査	溶接部を対象に以下の検査が実施され、割れやアンダーカット等の構造耐力上支障のある欠陥が無い □外観検査 ☑超音波探傷検査	○		○
	3 高力ボルト接合	高力ボルトとして以下の部材が用いられ、本数、スプライス数等が設計図書のとおり施工されている ☑トルシア形 □JIS形六角	○	○	○
		摩擦接合部の摩擦面は、赤さびが発生した状態又はショットブラスト等の方法で所定のすべり係数を有する状態である	○	○	○
締付け状態に明らかな不具合がない ・肌すぎがないこと ・ピンテールが破断していること ・マーキングにズレがあり共回りしていないこと		○	○	○	
3条確認	☑無 □有⇒機構整理番号：				
特記事項					
結果	☑ 指摘内容はありませぬ □ 指摘内容通知書を確認する				

【凡例】 判定欄 [適合：○、不適合：×と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]  
 確認方法欄 [確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「○」を記入]